

都市建設委員会委員長報告書

令和元年12月18日

都市建設委員会に付託されました議案6件、陳情1件につきまして、審査の過程における各委員からの討論及び審査結果について、審査経過順に報告します。

初めに、議案第99号市道路線の認定について及び議案第100号市道路線の廃止については、関連がありますことから、一括して審査しました。

議案第99号市道路線の認定については、区画整理事業によるもの59路線、民間宅地開発によるもの2路線の計61路線を市道として認定し、適切な維持管理のもと、市民の利便の向上に資するものです。

また、議案第100号市道路線の廃止については、区画整理事業により既存の道路8路線を廃止するものです。

なお、本委員会は案件の現況を視察したことを申し添えます。

審査の過程における討論は特になく、採決の結果、議案第99号及び議案第100号については、両案とも全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、陳情第18号地域経済の活性化と住民の住環境改善のために住宅リフォーム助成制度創設に関する陳情書について申し上げます。

本陳情は、地域住民が望む住環境の改善、ひいては地域経済の活性化につながる、住宅の新築・リフォームへの助成制度の創設・拡充・継続を要望するものです。

初めに、当局より、陳情項目1の見解について、既に本市

は、国の制度を活用し「住宅の質の向上」を図る目的に、市内業者に限定した耐震、環境、高齢者対応の補助制度を実施しており、既存制度での市内業者限定は継続していくが、単純なリフォームに対する補助制度は創設しません。

陳情項目2の見解について、昨年度から国の耐震改修補助の新制度を活用し、「工事費の3分の1，上限50万円」から「工事費の80%，上限100万円」に補助額を増額し、市民に有利な制度であると考えられることから、上乘せリフォーム補助の必要性はありません。

陳情項目3の見解について、広報掲載、市民まつりでのブース設置、耐震性がないと診断をされた方へのダイレクトメール等の周知を行っており、周知を継続的に実施していきます。

との意見がありました。

審査の過程における討論として、

1 不採択の立場で討論する。

国は、助成は住宅の性能を向上するものに行うという見解を持っていると認識しているとの答弁があった。

その中で、既に流山市においては、住宅の性能を向上させる複数の助成を行っていることが確認できた。

また、それらの助成対象においては、市内事業者へ発注するものに限定するなど、市内の経済活性化に十分に考慮されているものと理解している。

2 不採択の立場で討論する。

本市の住宅リフォームに係る支援制度については、住宅改造費助成制度など様々な形で支援を行っており、発注する業

者は市内業者に限っており、地元の受注機会の拡大も図っている。

また、助成金額も近隣他市と比較して金額も大きいことから、現状では現行の支援制度で地域住民が望む住環境の改善も含め、十分に支援が図られていると考える。

また、台所設備の取りかえ等の住宅リフォーム工事は、住空間の改善や個人財産の価値を高めるものであり、市民の安心・安全のため実施している耐震改修助成等とは異なり、住宅政策の観点からは補助制度にはなじみにくいものとする。

3 採択の立場で討論する。

理由の第1は、住宅をリフォームし、長く住み続けたいという市民の願いに応える制度だからである。

市内各地で築40年以上を経過している戸建て住宅が増えている。

窓枠のサッシや床材の腐食、水回りや畳の傷みはもちろんのこと、介護保険や身体障害者サービスを使うまではいかないまでも、寝室の耐震化などに取り組みたいなど、様々なリフォームに対する願いは年々高まっている。

この願いにまっすぐ応える制度が、住宅リフォーム助成制度と言える。

理由の第2に、市長が掲げる長く住み続けられる価値の高い街を実現させる効果もあるからである。

住宅リフォーム助成制度は、全国的に様々な活用を広げ、今や、本市が進めている高齢者住み替え支援制度はもとより、

空き店舗活用や市内に住む親元の近く、もしくは同居するために住宅を取得する子育て世代の誘致策としても効果を発揮している。

理由の第3は、地域における経済波及効果が実証済みだからである。

本市で行っているエネファームや太陽光発電の導入に伴う市の補助額950万円に対し、経済効果は22.1倍、約2億1千万円に及ぶが、リフォームはもっと需要が高く、より幅広い市民に制度創設の恩恵が享受でき、同時に、市内事業者にも幅広い恩恵が広がる可能性を持っている。

しかも、人材確保が死活問題となっている建設業界にとって、身近な場所で仕事や技術を学べ、生活できる地元工務店など末端から豊富な人材と元気な業界を取り戻す特效薬にもなる。

本市でも、積極的に創設に向けた研究を始めて、人口が減りづらい街、長く住み続けられる街を築く政策をこの市議会からも提案すべきと考える。

がありました。

また、私が本陳情に対しての討論を行いましたので、流山市議会会議規則第118条の規定により、表決終了まで副委員長が議事進行したことを申し添えます。

採決の結果、2対4をもって、不採択すべきものと決定し

ました。

次に、議案第95号令和元年度流山市水道事業会計補正予算第1号について申し上げます。

本案は、資本的支出について、近年の急激な人口増加で市内配水量が増加していることから、早急に安定した水量を確保することを目的に、揚水施設設置に伴う委託を行うため、既決予定額に666万6千円を増額し、総額を25億1,522万8千円とするものです。

審査の過程における討論は特になく、採決の結果、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第96号令和元年度流山市下水道事業会計補正予算第1号について申し上げます。

本案は、収益的支出について、平成30年度の決算に伴い消費税及び地方消費税の額が確定したことから、支払消費税が当初予算で見込んだ額を上回ったもので、既決予定額に1,616万1千円を増額し、総額を33億9,211万9千円とするものです。

審査の過程における討論は特になく、

採決の結果、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第97号流山市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、水道法の一部を改正する法律の施行に伴う指定給水装置工事事業者の更新手数料の新設及びより実態に即した金額となるよう給水装置の新設等の申込みの際に徴収する手数料の改定を行うほか、所要の改正を行うものです。

審査の過程における討論は特になく、採決の結果、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、議案第98号流山市下水道条例の一部を改正する

条例の制定について申し上げます。

本案は、代表者等が成年被後見人等であることを理由として排水設備指定工事店の指定要件から一律に排除している規定について、心身の故障等の状況を個別的、実質的に審査し、排水設備等の新設等の事業に必要な能力の有無を判断するよう適正化するほか、所要の改正を行うものです。

審査の過程における討論は特になく、採決の結果、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、都市建設委員会の委員長報告を終わります。